

校則規定（生徒指導部）

宮崎県立都城工業高等学校

【基本的な考え方】

本校校則規定は、以下の観点から定めたものである。なお、本校校則規定は、企業への校則に関するアンケートの結果、並びに生徒会、PTA 三役と協議を重ねた上で作成している。

- ① 清潔感と社会的品性のある服装容儀を心がけるとともに、高校生としてふさわしい健康的な生活を送る。
 - ② 工業高校として安全・安心に配慮し、また社会人としての服装の着こなしやマナーを高校生のうちから身に付ける。
 - ③ 就職・進学試験で先方に好印象を与え、合否に影響を及ぼさないように日々心がける。
- また、基準等で気になることは生徒指導部に相談し、自分の勝手な判断で手を加えたり行動したりしない。

（Ⅰ）容儀規定

1. 制服

本校の制服は以下の（A）、（B）とする。

- （A）規定の学生服（黒、詰め襟、万年襟カラー、左襟校章、右襟科章、校章入ボタン、白カッターシャツ、黒長ズボン）を着用しベルトをすること。夏季は規定のシャツを着用する。
- （B）ブレザーとベスト・ブラウス・スカートもしくはスラックス・ネクタイを着用し、規定の科章を左襟につける。夏季は規定のブラウス・スカートもしくはスラックスを着用する。

ポイント

- （Ⅰ）冬用制服は、規定の学生制服を以下の基準に従い、正しく着用する。
 - ・ 適正サイズを着用すること。丈を短くするなどの補正を行わない。
 - ・ ボタンは全て留めて着用すること。
- （Ⅱ）半袖及び長袖カッターシャツは規定のものとし、正しく着用する。
 - ・ カッターシャツの下は、シャツの色を損なわない単色とし、袖から見えないように着用すること。また、ハイネックを着用することは認めない。
 - ・ シャツはズボンに入れて着用すること。ただし、制服（B）の夏服についてはその限りではない。
- （Ⅲ）ズボン・スラックスは、規定の学生ズボンを着用する。
 - ・ ウエスト、裾丈とも適正サイズのものを着用する。裾丈が長い場合は、適正サイズに補正する。
 - ・ ズボンを下げたり、裾を踏みつけて着用したりしない。
 - ・ ズボンの裾の踏みつけ跡があってはいけない。踏みつけ跡がある場合は、アイロンで補正する。
- （Ⅳ）ネクタイは緩めずに着用する。
- （Ⅴ）スカート丈は膝が隠れる長さとする。短くするために補正したり、ウエストで曲げたりしてはいけない。
- （Ⅵ）平日の登下校時は、基本的に制服を着用すること。ただし部活動生は、下校に限り体育服もしくは学校名の入った部活動着の着用を許可する。休日は、制服、体育服もしくは学校名の入った部活動着で登下校すること。

2. 靴下

白、黒、紺、グレーの単色とし、柄がある場合はワンポイントまでとする。タイツやストッキングは黒またはベージュの目立たないものを用いる。

3. ベルト

色は黒・茶系とする。華美なものや飾りや細工、多穴等のないものとする。また、スカート丈を上げ短くする目的で使わない。

4. 頭髪

以下の基準に従い、端正な髪型とする。

- ・ 前髪は、目にかからないようにすること。目にかかる場合は、必ずピンで留める。髪を留めるのは黒のピンに限る。
- ・ 後髪が肩を越える場合は、後ろで結ぶこと。ゴムの色は黒・紺・茶の単色とする。
- ・ 染色、脱色、パーマ、カール、エクステンション等は認めない。ただし、縮毛矯正はその限りではない。
- ・ 刈り込み、極端に長さが違う等、奇抜な髪型にしない。

5. 化粧

- ・ 化粧をしてはいけない。
- ・ アイプチや色つきリップクリーム等を使用してはならない。

【その他】

1. 容儀面

- ・ 眉は、眉間、眉下を整える程度は許可する。眉の形を損なう眉そり・眉抜きは認めない。また、眉をカットする場合は薄くなりすぎないようにすること。
- ・ ピアスの穴を開けてはならない。
- ・ プレスレットやネックレス等のアクセサリーをつけてはいけない。
- ・ 爪を伸ばしたり、マニキュアを塗ったりしてはいけない。

2. 科章

- ・ 規定の科章を右襟につける。また色については各学年で指定する。
[科章の種別] 機械 (M) 情報制御システム (R) 電気 (E)
 建設システム (B) 化学工業 (C) インテリア (D)

3. 靴

- ・ 黒革靴もしくは運動靴を着用する。ただし、サンダル・厚底靴は禁止する。

4. 上履き

- ・ 学校指定の上履き（スリッパ）を着用する。

5. 防寒着

- ・ セーター着用の場合は基本的に指定のものとする。指定以外の防寒着を着用する場合は、上着から防寒着が見えないように着用すること。
- ・ 手袋・マフラー・ネックウォーマー等は登下校中のみとし、校内では着用しない。
- ・ 膝掛けについては、授業中のみ許可する。ただし、テスト時間中の着用は禁止とする。

6. 通学用靴について

- ・ 通学時においては、都エバッグの使用を基本とする。
- ・ 都エバッグだけでは収納できない場合は、他の華美でない鞆及びバッグを併用してもよい。ただし、フリーバッグのみの通学は禁止する。
- ・ 特別の場合（教育キャンプ・学校遠足・修学旅行・遠征試合等）は、別途指示する。

（2）自転車通学規定

本校の通学方法は、自転車、徒歩もしくは保護者の送迎を原則とする。また、この規定は生徒が安全に自転車を利用してもらうために設定されているものである。

1. 必ず「自転車通学許可願」を提出すること。
2. 許可証（ステッカー）を後輪カバーに見えるように貼付すること。
3. 駐輪は、指定の場所を利用し、二重ロックをすること。

4. 雨具は雨合羽を着用すること。(傘差し運転は道路交通法違反)
5. 改造しないこと。(ハンドルの変形等を含む)
6. 道路交通法を遵守すること。
7. 安全を確保するためにつねに整備しておくこと。
8. 下記の条件を満たすこと。
 - (1) 以下の整備を備えること。
 - ①防犯登録ステッカー ②前後のブレーキ ③ライト ④反射板 ⑤ベル ⑥鍵(二重ロック)
 - ⑦後ろの荷台またはハンドルのかご ⑧スタンド ⑨泥よけ(後部)
 - ⑩リムの直径は24インチ以上を基本とする ⑪自転車保険への加入
9. ヘルメットについて、法律で努力義務となっているが、事故に遭った際に命を守ることに繋がるため、ヘルメットの着用を推奨する。ヘルメットは認定証の付いたものがよい。また、中学校時に使用していたものでも構わない。ただし、使用期限内のものを使用すること。
10. 事故に遭遇した場合
 - (1) 相手が自動車であれば、以下のことをすぐに確認する。
 - ①車種 ②ナンバー ③車体の色 ④相手の名前
 - (2) 警察を呼んで、事故処理をしてもらうこと。
 - (3) 担任もしくは学校に連絡すること。
 - (4) 事故報告書を提出すること。(後日、生徒指導部へ)

(3) 携帯電話等校内持ち込みに関する規程

1. 持ち込みに関する基本的な考え方

- 1 生徒の登下校中の防犯、交通事故や自然災害などの緊急時の連絡手段を確保するため、登下校中の携帯電話・スマートフォン等(以下携帯電話等と略す)の所持を認める。
- 2 生徒は、携帯電話等を所持して登校する場合、「携帯電話等の持ち込み申請書(誓約書)」を提出する。ただし、持ち込み許可に関しては、許可条件を遵守すること。
- 3 生徒の携帯電話等の盗難や破損、SNSでの問題、個人情報の流出などが発生した場合、学校は一切責任を負わない。また、携帯電話等に関する生徒間の問題についても保護者の責任のもとで対処する。
- 4 携帯電話等の持ち込みに関するルールに関して社会情勢の変化や本校の実情に合わせて変更になる場合もある。

2. 許可条件

- 1 携帯電話等の適切な使用や使用時間について親子で話し合い、家庭でのルールを2つ決めること。携帯電話等は登録制とする。
- 2 登校後は携帯電話等の電源を切り、かばんの中に入れ各自管理すること。かばんの外に出したり、ポケットに入れたりする等の行為は指導カードの対象とする。
- 3 朝のSHR前や放課後(部活動を含む)及び土日や長期休業中に、校内では携帯電話等の使用を一切しないこと。また、SNS等により校内での使用が確認された場合も、校内での使用と見なす。
- 4 登下校時以外の保護者から生徒への緊急連絡は学校にすること。
- 5 スマートウォッチの持ち込みはできない。
- 6 登下校中の使用については、緊急時を除き禁止する。また、登下校中の“ながらスマホ”(歩き・自転車・公共交通機関)は指導カードの対象とする。
- 7 SNS等で人権侵害(いじめ、中傷、名誉毀損、肖像権の侵害など)の問題があった場合は、別途審議し特別指導(進路変更も含む)を行う。
- 8 1~7の事項が遵守できない場合には、学校で指導を行う。
- 9 申請書を出していない生徒の持ち込み違反に関しては別途審議する。
- 10 携帯電話等に関する違反が在籍中に3回あった時は持ち込み許可を取り消す。その場合、校内への持込は卒業まで認めない。

3. 携帯電話等の指導

- 1 指導については、指導カードでの指導を行う。
- 2 定期テスト中に持ち込みが発覚した場合。
 - 1) 教室内に持ち込んで着信音等で発覚した場合 ⇒ テスト妨害もしくは不正行為で特別指導
 - 2) ポケットや机の中に入れていたことが発覚した場合 ⇒ 不正行為で特別指導
 - 3) 廊下に置いていたバッグ等で（着信音等）発覚した場合 ⇒ 指導カードによる指導

(4) 願届について

- 1 欠席、遅刻、早退等の場合は、保護者から学校 HP の「欠席連絡フォーム」で連絡してもらう。また、8:20以降の連絡については、学校に電話連絡すること。
- 2 校外諸団体に加入参加しようとするときは、所定の許可申請書を担任に提出し、生徒指導部での審議を経て校長の許可を受けること。
- 3 登校後はみだりに外出しない。もし外出の必要な場合は担任、生徒指導部に届け出て許可を受ける。
- 4 集会の必要がある場合は生徒指導部に届け出てその指示を受けること。
- 5 ポスター等の掲示物のある場合は生徒指導部から許可を受ける。
- 6 紛失物、拾得物のある場合は速やかに担任及び生徒指導部に届け出る。

(5) バイク通学について

本校でのバイク通学は原則禁止である。しかし、距離や帰宅時間等で不便がある場合、特例で許可する場合がある。申請については、1年時の3学期のみとする。

(6) アルバイトについて

本校ではアルバイトは原則禁止である。しかし、家庭状況の急な変化等で、特例で許可する場合がある。また、長期休業中の短期アルバイトについては学校に申請させ許可している。

また、無断でアルバイトを行っていることが発覚した場合、特別指導により指導を行う。

(7) その他

- 1 夜間外出については、宮崎県の条例に従うこと。
- 2 様々な問題行動につながる恐れがあるため、外泊はしないこと。
- 3 金銭の貸借、贈与はしない。
- 4 校内で許可なく火を扱わない。
- 5 風紀上好ましくない場所にみだりに出入りしない。
- 6 学校に不要な物（漫画、トランプ、音楽プレイヤー、化粧品、お菓子、ゲーム等）は持ち込み禁止とする。
- 7 生徒手帳は、学校内外問わず常に携帯すること。

付則 この規定は令和6年4月から運用する。